

捨
印

空白にする

令和 年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所 山口県山口市宝町2-84
氏名又は名称 株式会社 山口県トラック運輸
代表者の氏名 代表取締役 運輸太郎 印
電 話 番 号 083-922-0000

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 山口県山口市宝町2-84
氏名又は名称 株式会社 山口県トラック運輸
代表者の氏名 代表取締役 運輸太郎

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を
全国

すでに燃料サーチャージを設定している事業者は不要

4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類及び適用方法

種 類 貸切運賃 燃料サーチャージ（別添1のとおり）

新) 運賃及び
料金の額 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土
交通省告示第575号）のとおり

(適用) 北海道 東北 関東 北陸信越 中部

近畿 中国 四国 九州 沖縄

適用方法 別添2のとおり

営業所のある地
域にチェック

旧) H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃

その他（別
自社が直近に届出を
した運賃にチェック

運賃を変更した日から
30日以内の届出（事
後届出）となるので、
変更した日を記入

5. 実施日

令和 〇 年 〇 月 〇 日より実施